

○ 財務省告示第 277 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 9 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 6 年 11 月 8 日

財務大臣 加藤 勝信

- | | | |
|---|-------------------|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（30 年）（第 84 回） |
| 2 | 発行の根拠法律
及びその条項 | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条
第 1 項並びに特別会計に関する法律
（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1
項、第 47 条第 1 項及び第 62 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平
成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」
という。）の規定の適用を受けるもの
とし、その振替機関は日本銀行とす
る。 |
| 4 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以
下「価格競争入札」という。）による
発行（以下「価格競争入札発行」とい
う。）、価格競争入札と同時に行われ
る入札であって、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額を定
めるものによる発行（以下「国債市場
特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発
行」という。）及び価格競争入札の募
入の決定をした後に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定めるも
のによる発行（以下「国債市場特別
参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」と
いう。） |
| 5 | 募入決定の方法 | |
| | (1) 価格競争入札
発行 | 各申込みのうち応募価格の高いもの
からその応募額を順次割り当てる。 |

- | | |
|--|---|
| (2) 国債市場特別
参加者・第Ⅰ
非価格競争入
札発行及び国
債市場特別参
加者・第Ⅱ非
価格競争入札
発行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限
度額の範囲内において各申込みの応
募額を割り当てる。 |
|--|---|

6 発行額

- | | |
|---------------------------------------|---|
| (1) 価格競争入札
発行 | 額面金額で 679,700,000,000 円
うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基
づき発行した利付国債については、額
面金額で 524,972,550,000 円、特別会
計に関する法律第 47 条第 1 項の規定
に基づき発行した利付国債について
は、額面金額で 24,493,900,000 円、同
法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行
した利付国債については、額面金額で
130,233,550,000 円 |
| (2) 国債市場特別
参加者・第Ⅰ
非価格競争入
札発行 | 特別会計に関する法律第 47 条第 1 項
の規定に基づき発行した利付国債に
ついて、額面金額で 219,500,000,000
円 |
| (3) 国債市場特別
参加者・第Ⅱ
非価格競争入
札発行 | 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項
の規定に基づき発行した利付国債に
ついて、額面金額で 47,000,000,000 円 |

7 払込金額

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 価格競争入札
発行 | 673,268,000,000 円 |
| (2) 国債市場特別
参加者・第Ⅰ
非価格競争入
札発行 | 217,414,750,000 円 |

(3) 国債市場特別 参加者・第Ⅱ 非価格競争入 札発行	46,553,500,000 円
8 最低額面金額	50,000 円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和 6 年 10 月 9 日
11 発行価格	
(1) 価格競争入札 発行	額面金額 100 円につき 98 円 95 銭以上のそれぞれの応募価格
(2) 国債市場特別 参加者・第Ⅰ 非価格競争入 札発行及び国 債市場特別参 加者・第Ⅱ非 価格競争入札 発行	額面金額 100 円につき 99 円 5 銭
12 利率	年 2.1%
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{19}{365}$
14 初期利子	令和 7 年 3 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。

	$\text{額 面 金 額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第 2 期 以 後 の 利 子	毎 年 3 月 20 日 及 び 9 月 20 日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お い て、そ の 日 以 前 6 月 間 に 属 す る 利 子 を 支 払 う。
16 償 還 期 限	令 和 36 年 9 月 20 日
17 償 還 金 額	額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
18 元 利 金 支 払 場 所	日 本 銀 行
19 入 札 参 加 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
20 払 込 期 日	令 和 6 年 10 月 9 日